

明るい養老 赤旗日曜版

2018年 2月18日 第897号

このビラは、緑の環境を守るために再生紙を利用しています。

発行：日本共産党養老町支部 連絡先：TEL/FAX34-0062（水谷）不在の時は留守電対応にしています

清華苑公金横領事件

民事裁判一審判決を拒否し

被告（元嘱託職員）側が提訴

平成25年2月21日。町が清華苑元嘱託職員の斎苑使用料横領事実を公表し5年を迎えようとしています。

去る、2月8日に開かれた議会全員協議会の冒頭、大橋町長は、「思い通り（一審の判決内容）でほっとしている。金銭（横領額）については、決着をみた。住民が納得するか否か、今後の対応を見極めたい。」と述べました。

長谷川副町長からは、「民事訴訟の判決は、全面的に町の訴えが採択された。1月29日に被告が判決文を受理したとの報告を受けており、被告の不服申し立ての控訴期間は、2月13日となる。」

議会も一審判決（全面勝訴）を共有

議員からは、「判決が1月26日なのに被告側が判決文を受理した日が何故1月29日なのか。」「判決を被告側が速やかに履行すべき。当然のことではないか。」「1000万円の預り金（平成25年2月末、当時の弁護士と被告の母親（元町議）と横領額等の差額対応は。）等などの質問が相次ぎました。

議会として控訴期間を終え相手側の動きがあった場合は、「速やかに報告されたい。」と要請しました。この要請に2月14日、

相手側が控訴したとの報告がありました。

なお、控訴理由については、不明とのことです。

このことを受け、2月23日に開かれる議会運営委員会・議会全員協議会で町からの報告や議会の対応が協議される予定になっています。

判決を知った町民の声

★裁判所の判決を受け入れるべき。

★もういい加減にこの事件を終わりにしてほしい。

★悪いことを自覚しないことが信じられない。

★とにかく横領額の全額を被告が弁済するとの判決で良かった。

★この問題の経過をほとんどの町民は、知らないのでは。

★町議会の議長までやられた母親なら社会的道義的責任を人一倍感じるはずでは。

★判決を不服として控訴することは、ないと思うし、ないことを祈りたい。

★他の市町の友人から「いつまで斎苑問題やってるの！」と笑われている。